

《上場有価証券等書面》

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

1. 手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別表「上場有価証券等手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

2. 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権、新投資口予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新株予約権、新投資口予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は新株予約権を、新投資口予約権証券は新投資口予約権を、それぞれあらかじめ定められた期限内に行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

3. 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

※1 「有価証券」には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ

(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認ください。

当社の概要

商 号 等	おきぎん証券株式会社 金融商品取引業者 沖縄総合事務局長（金商）第 1 号
本店所在地	〒900-0033 沖縄県那覇市久米 2-4-16
連 絡 先	098-862-6125 又はお取引のある支店・営業所にご連絡ください。
加 入 協 会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （「金融 ADR 制度のご案内」をご参照ください）
資 本 金	11 億 2,872 万 6 千円（平成 30 年 5 月末現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 35 年 6 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒900-0033 沖縄県那覇市久米 2-4-16

電話番号：098 - 862-6139

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

別 表

『各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品毎にリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。』

上場有価証券等手数料表

○国内金融商品取引所上場株券等及び優先出資証券

- ・国内金融商品取引所上場株券等及び優先出資証券（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の【表①】に基づき算出した委託手数料をいただきます。

【表①】

（本書面上に記載されている手数料は、消費税相当額を含めた総額表示となっております）

約定代金(※2)		手数料率(※3)
100 万円以下		約定代金の 1.1880%(※1)
100 万円超	300 万円以下	約定代金の 0.8640% + 3,240 円
300 万円超	500 万円以下	約定代金の 0.7560% + 6,480 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の 0.6912% + 9,720 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の 0.4860% + 30,240 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の 0.2700% + 95,040 円
5,000 万円超		230,040 円

(※1) 最低手数料 2,700 円

(※2) 約定代金（一口注文）については、同一日・同一銘柄・同一取引種類の注文によるものを一口としてお取扱い致します。

(※3) 単元未満株式の売買等を行うにあたって、上記計算式に基づき算出した売買手数料をいただきます。但し、最低手数料はございません。

○国内金融商品取引所上場転換社債型新株予約権付社債券

- ・国内金融商品取引所上場転換社債型新株予約権付社債券の売買等を行うにあたって、以下の【表②】に基づき算出した委託手数料をいただきます。

【表②】

(本書面上に記載されている手数料は、消費税相当額を含めた総額表示となっております)

約定代金		手数料率
100 万円以下		約定代金の 1.0260% (※1)
100 万円超	500 万円以下	約定代金の 0.9180% + 1,080 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の 0.6480% + 14,580 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の 0.5400% + 25,380 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の 0.2160% + 122,580 円
5,000 万円超		230,580 円

(※1) 最低手数料 2,700 円

○外国金融商品取引所上場株券

- ・外国金融商品取引所上場株券の売買等を行うにあたって、以下の【表③】に基づき算出した国内取次手数料をいただきます。
- ・その他、外国金融商品市場等における現地諸費用(売買手数料、公租公課、その他の賦課金)が別途発生いたします。

【表③】

(本書面上に記載されている手数料は、消費税相当額を含めた総額表示となっております)

売買代金(※2)(※3)		手数料率
100 万円以下		約定代金の 0.9720% + 4,320 円(※1)
100 万円超	300 万円以下	約定代金の 0.8640% + 5,400 円
300 万円超	500 万円以下	約定代金の 0.7560% + 8,640 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の 0.6912% + 11,880 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の 0.4860% + 32,400 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の 0.2700% + 97,200 円
5,000 万円超	1 億円以下	約定代金の 0.2160% + 124,200 円
1 億円超		約定代金の 0.1080% + 232,200 円

(※1) 最低手数料 5,400 円

(※2) 売買代金は、現地における約定代金に、買いの場合は現地コストを加算した額とし、売りの場合は現地コストを減算した額とします。

(※3) 外国金融商品市場等における現地諸費用(売買手数料、公租公課、その他の賦課金)の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。